

法務省による公式法令データの整備

令和3年7月2日

規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

<課題>

- 国民や各府省職員が無料で利用できる信頼性の高い公式法令データがない。
- e-Laws法令データは更新が遅いほか、法令を所管する各府省の認証が行われないまま掲載されている法令も多く（法律、政令ともに約5%が未認証）、縦割り110番にも改善要望。内閣法制局の審査で使用が認められない場合も。



1. 法令編纂を所管する法務省が、各府省や法令の専門業者の協力を得て公式な法令データを整備してe-Lawsに掲載。

※現在は、e-Lawsシステムを管理する総務省が、法律・政令について、委託により作成した案を各省が確認して掲載

2. データ更新の業務フローを見直し、国会修正がない法律は、公布と同日にデータ更新を目指す。 ※国会修正があった法律や政省令も速やかに掲載

<現在>

官報掲載データ→総務省が溶込案作成（委託）→各府省が確認してe-Lawsに掲載

※確認されず2か月経過した場合は‘未認証’で掲載

<見直し>

国会提出データ→法務省が溶込案作成（委託）→各府省が確認→法務省がe-Lawsに掲載

※e-Lawsシステムは引き続き総務省が管理

⇒e-Govで国民に提供。内閣法制局の法令審査でも使用。

※次期通常国会における法案提出に間に合うよう法務省及び総務省が現行データを検証

※新たなデータ更新業務フローを令和3年度中に試行開始 ※法令の専門業者は競争性を確保して選定

※e-Lawsを管理する総務省から人的協力を得て、法務省に必要な体制整備が必要※法令データの整備に必要な予算は、各府省で分担

※法案の正確性向上にも資することから、法案誤り等再発防止プロジェクトチームのとりまとめ（6月29日）にも記載